

平成 29 年度

都道府県経営協セミナー（後期）



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

Ver.5

平成 30 年 2 月 14 日

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国社会福祉法人経営者協議会

倫理綱領

社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人は、社会福祉法に基づく特別法人であり、利用者はもとより地域社会における福祉の充実に貢献するためには適正かつ活力ある経営に努めなければならない。

全国社会福祉法人経営者協議会は、高い公共性と倫理性を旨として国民の負託に応えるとともに、地域社会における福祉推進の主導的役割を果たすため、ここに倫理綱領を定める。

会員は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本理念とし、公平・公正な法人運営に努める。

会員は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、国民の期待に応える。

会員は、広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与する。

会員は、職員の資質の向上を図るとともに勤務条件の改善に努める。

会員は、相互の親睦・交流を深めるとともに、切磋琢磨を怠らず、進んで研修・研究に努め、社会の発展に応じた広い視野をもって経営にあたる。

社会福祉法人行動指針

社会福祉法人は、「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な生活課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人です。

会員法人は、社会福祉法人の使命を果たすため、次の行動指針に基づく経営を実践します。

I. 利用者に対する基本姿勢

- 1 人権の尊重
- 2 サービスの質の向上
- 3 地域との関係の継続
- 4 生活環境・利用環境の向上

II. 社会に対する基本姿勢

- 5 地域における公益的な取組の推進
- 6 信頼と協力を得るための情報発信

III. 福祉人材に対する基本姿勢

- 7 トータルな人材マネジメントの推進
- 8 人材の確保に向けた取組の強化
- 9 人材の定着に向けた取組の強化
- 10 人材の育成

IV. マネジメントに対する基本姿勢

- 11 コンプライアンス(法令等遵守)の徹底
- 12 組織統治(ガバナンス)の確立
- 13 健全な財務規律の確立
- 14 経営者としての役割

目 次

講義

「ここで差がつく！明日からの社会福祉法人経営～伝えたい3つのこと～」..... 1

説明

「時代を先取りした最新情報をキャッチ」..... 25

実践発表・事例解説

「明日からこれで取り組める！地域における公益的な取組の極意を教えます」..... 43

◎ 全都道府県でのセミナー終了後（平成30年2月末）、全国経営協ホームページ「会員法人MYページ」（会員法人のみ閲覧可）に、本資料を掲載予定。

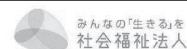
ここで差がつく！
明日からの社会福祉法人経営
～伝えたい3つのこと～

ver5



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会／地域共生社会推進委員会



主な内容

はじめに 社会福祉法人を取り巻く状況

1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定
2. 「地域における公益的な取組」の実施から地域共生社会実現への道筋
3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策

社会福祉法人を取り巻く状況①

今回の社会福祉法人制度改革

- 経営組織のガバナンスの強化
- 地域における公益的な取組を実施する責務
- 事業運営の透明性の向上
- 財務規律の強化

法人制度改革は終わったのではなく、
これから各法人の取組の成果が問われる

社会福祉法人を取り巻く状況②

あらためて今回の制度改革で何が問われたのか

個々の社会福祉事業ではなく、事業主体の
社会福祉法人（経営）そのものが問われている

- ① 社会福祉法人のミッション、存在意義
⇒ 他の主体との違いは何か
- ② 公共性、非営利性、公益性
⇒ 税制とも関係
- ③ 自律的な法人経営
⇒ 社会福祉法人の主体的な取組みの重要性

社会福祉法人を取り巻く状況③

与党税制改正大綱

平成28年度	関連制度の見直しの動きもみられており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。
平成29年度	関連制度の見直しが行われており、 <u>その効果をよく注視する。</u>
平成30年度	<記述なし>

しかし

税制改正に関して、今回の制度改革の効果が問われている。課税論が完全に終結したわけではない。

社会福祉法人を取り巻く状況④

規制改革実行計画

- 補助金等の情報開示
- 役員報酬等の開示
- 内部留保の明確化
- 所轄庁による指導・監督の強化
- 社会貢献活動の義務化

平成29年5月のフォローアップ結果で
制度対応は「措置済」

しかし

具体的な成果は今後の実践で示さなければならない

社会福祉法人を取り巻く状況⑤

規制改革推進会議（～平成30年6月とりまとめ）

<当面の重点項目（主な内容）>

- 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し
⇒ 今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり

議論の中では、法人形態による参入規制や補助金のあり方について言及。

【規制改革推進会議における委員の発言】

「…既存事業者の利権が絡んでいる面もあるのではないか。自治体ベースになると、地元の社会福祉法人等の既得権というものがあって、株式会社を意図的に排除する。…」

イコールフットィング論の再燃のおそれ

@全国社会福祉法人経営者協議会

7

社会福祉法人を取り巻く状況⑥

退職手当共済制度（保育所等）の公費助成

- 保育所等への公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得る。

- 平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われている。
- こうした状況を踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得る。

@全国社会福祉法人経営者協議会

8

社会福祉法人を取り巻く状況⑦

今回の制度改革で要請されている事項に対応し、
社会福祉法人の使命を果たす。

社会福祉法人の使命と経営理念に基づく自主的・自律的な経営を確立し、多様な福祉実践を積み重ねていくことが必要。

「制度論」から「実践論」へ新たなステージへ
※現場発の実践が求められる

@全国社会福祉法人経営者協議会

9

1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定①

「社会福祉法人が多額の内部留保を有している
という」指摘

制度改革により 社会福祉充実残額の算定と
社会福祉充実計画の策定を

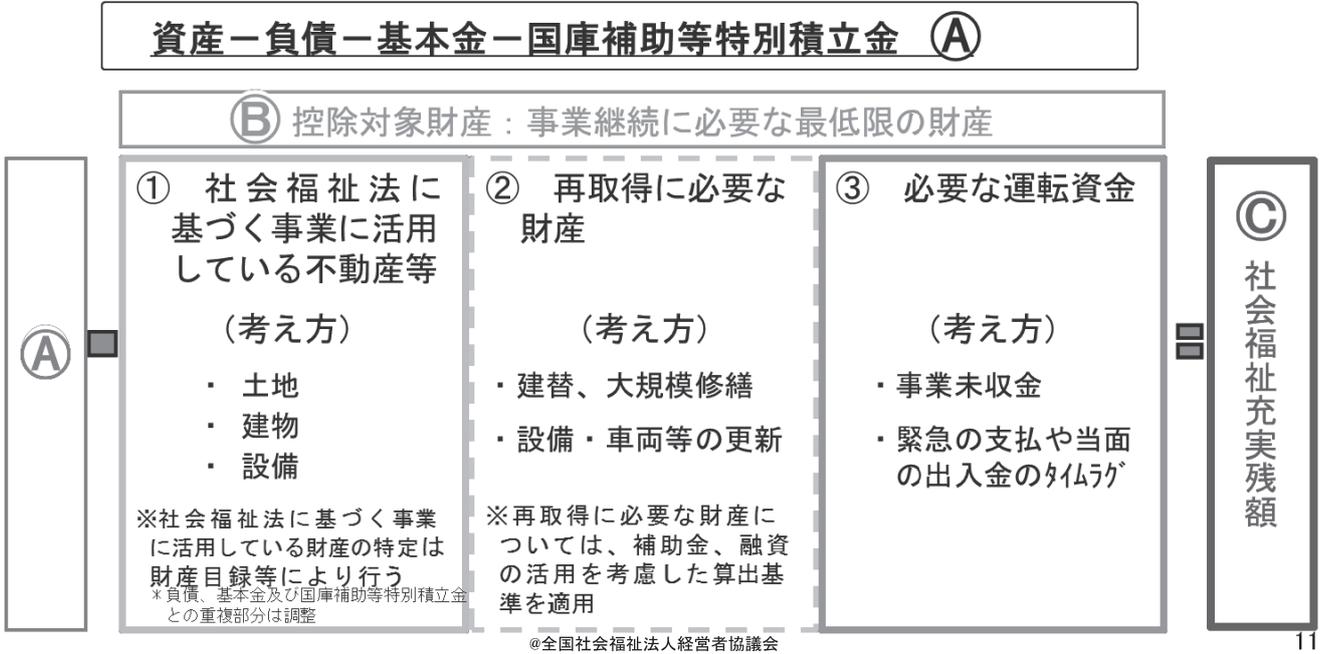
- 社会福祉充実残額の算定の意義は、「いわゆる内部留保」の明確化
- 社会福祉充実計画は、「非営利性」の明確化
- その結果、内部留保ありは全体の約12%程度

@全国社会福祉法人経営者協議会

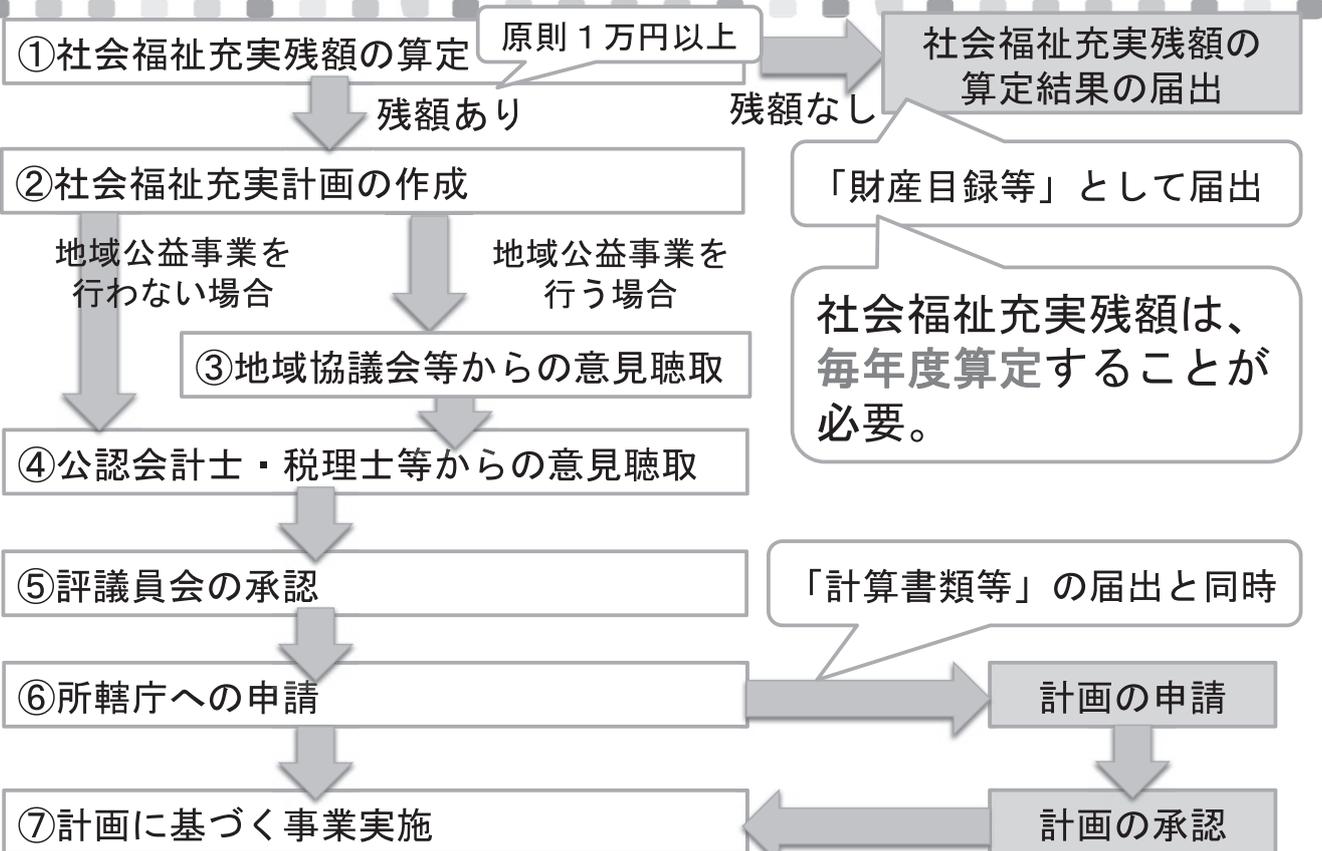
1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定②

控除対象財産の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③社会福祉充実残額として位置づける。



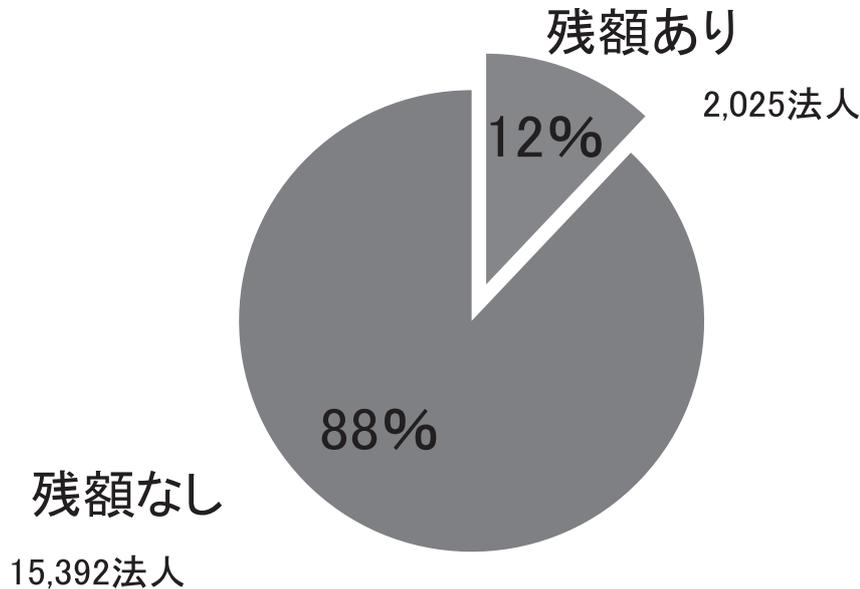
1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定③



1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定④

社会福祉充実残額の有無 (平成29年7月1日時点厚生労働省調べ)

n=17,417法人



第20回社会保障審議会福祉部会（平成29年12月18日）

@全国社会福祉法人経営者協議会

13

1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定⑤

社会福祉充実残額と社会福祉充実計画

- 社会福祉充実残額の算定は、定量的に算定可能な枠を設定するもの
⇒ 個々の法人の事業形態や財務状況をすべてを反映したものではない。
- 社会福祉充実残額を算定し、「残額あり」であったとしても、「再取得以外に費消してよい残額」とは限らない。
- 残額の内容を精査したうえで社会福祉充実計画の策定を図る必要がある。
- 「残額の有無」は財務指標にはならない。

@全国社会福祉法人経営者協議会

14

1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定⑥

社会福祉充実残額と社会福祉充実計画

● 社会福祉充実残額の有無にかかわらず、

法人の中（長）期経営計画と財務計画
各施設建物・設備等の維持・更新に係る計画
とそれに即した資金計画 等

の整備が必要となる

1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定⑦

社会福祉法人における中期経営計画策定上の課題

- ① 経営理念・方針の明確化と周知
- ② 経営理念と中期経営計画の整合性
- ③ 効率的で健全な法人経営のためのガバナンスの確立
- ④ PDCAサイクルの重要性

【策定にあたっての参考資料】

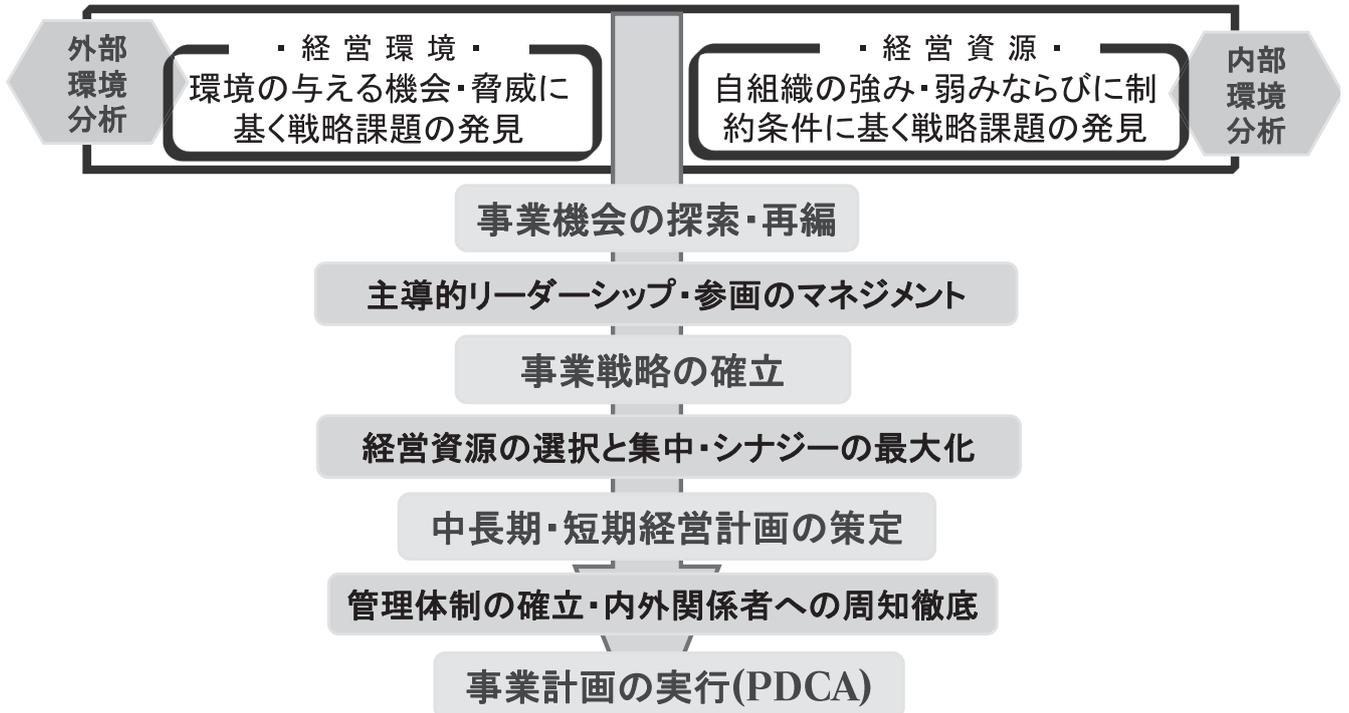
全国社会福祉法人経営青年会ホームページから「中長期事業計画策定マニュアル」をダウンロード可。

「中長期事業計画策定マニュアル」	
目次	
1.	社会福祉法人を取り巻く環境と中長期事業計画策定の必要性
①	取り巻く環境の変化と私たちがすべきこと
②	継続してミッションを果たしていくための基礎強化
③	財務管理のあり方（社会福祉充実残額）
2.	社会福祉法人における中長期事業計画策定上の課題
①	効率的で健全な法人経営のためのガバナンスの確立
②	経営理念と中長期事業計画の整合性
③	経営理念・方針の明確化と周知
④	PDCAサイクルの重要性
3.	法人理念（経営理念）の実現に向けた中長期事業計画策定のポイント
①	中長期事業計画策定の手法（手順）
②	外部環境分析
③	内部環境分析
④	戦略課題の特定
⑤	中長期事業計画の策定
⑥	短期事業計画（単年度事業計画）の策定
4.	実効性のある中長期事業計画とは
①	中長期事業計画活用のポイント
5.	参考文献
※	様式集
※	各法人の中長期事業計画（策定例）

1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定⑧

経営戦略／計画策定のステップ 例

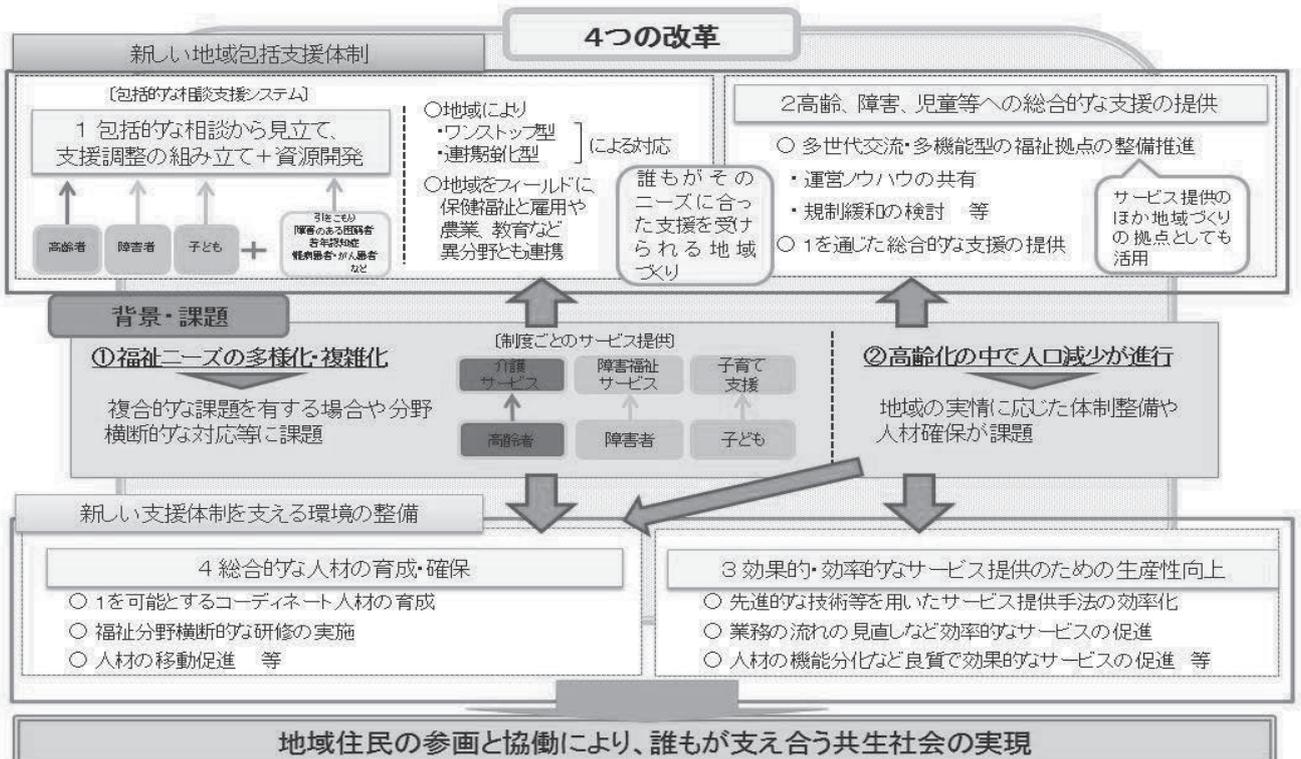
法人の経営理念 / 事業目標



©全国社会福祉法人経営者協議会

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋①

～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン(平成27年9月)～ 厚生労働省作成資料



©全国社会福祉法人経営者協議会

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋②

「地域共生社会」実現に向けた改革の骨子

地域課題の解決力の
強化

地域を基盤とする
包括的支援の強化

地域丸ごとの
つながりの強化

専門人材の
機能強化・最大活用

社会福祉法人が率先して地域で実践を重ね、
地域共生社会のイニシアチブをとることが期待されている

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋③

地域包括ケアシステムとは

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成26年改正で追加）】
第2条

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

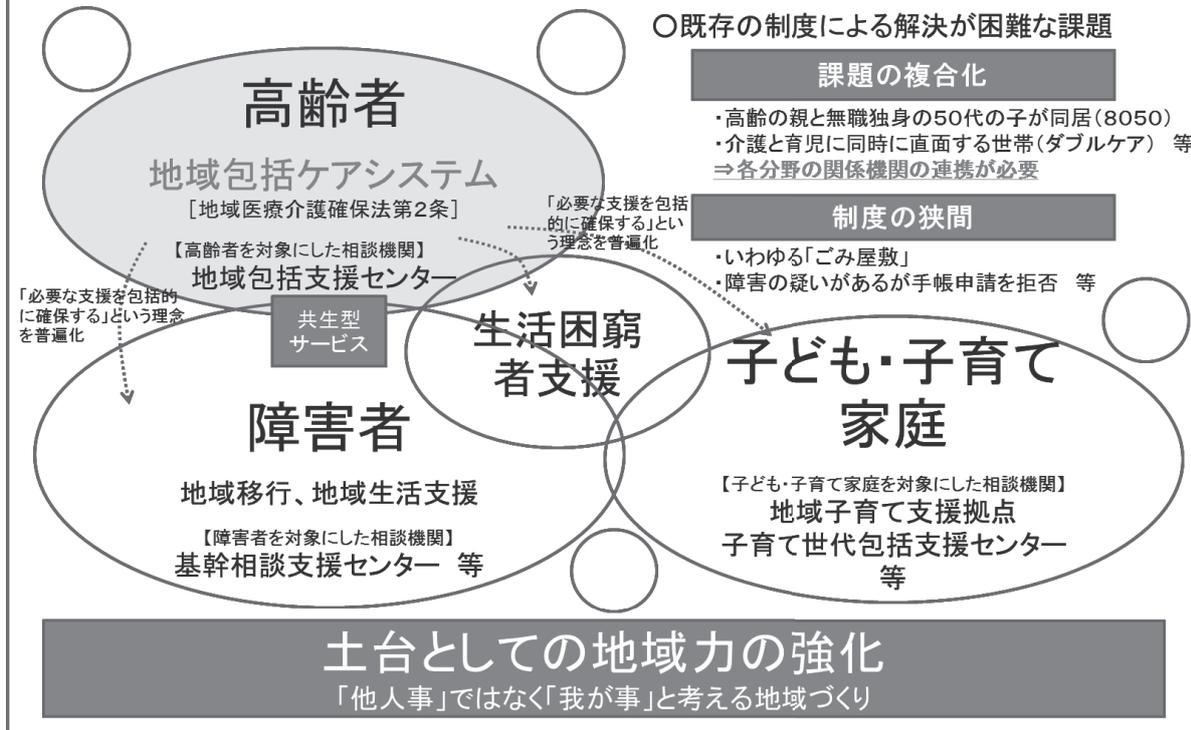
「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、
障害者、子ども等への支援や、複合課題にも広げる（普遍化）。

課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステム
だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応を

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋④

厚生労働省作成資料

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



@全国社会福祉法人経営者協議会

21

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑤

生活困窮者支援での社会福祉法人への期待①

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)

- 社会福祉法人については、生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手として支援に参画している。
- 「地域における公益的な取組」として、生活困窮者自立支援の分野においても、「相談・現物給付による支援」、「住まい確保のための支援」、「認定就労訓練事業」等が行われている。
- 社会福祉法人については、「地域における公益的な取組」として、生活困窮者自立支援の分野において、創意工夫をこらした取組をより一層進めていくべき。

@全国社会福祉法人経営者協議会

22

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑥

生活困窮者支援での社会福祉法人への期待②

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）

- 生活困窮者自立支援は、社会福祉施設が施設種別を越えた共通責務と考えるべきとの意見があった。その取組を進めるに当たって、他の福祉制度における事業を同一法人で行っている場合の人員配置基準や、既存の福祉施設の施設・設備の活用等について柔軟な運用がなされるように改善を求める意見があった。
- 国、自治体は、社会福祉法人が「地域における公益的な取組」として生活困窮者への支援により積極的に取り組むことができるよう、必要な環境整備を行うべきである。なお、社会福祉法人について、市町村単位での連携を強化し、自治体と連携できる体制づくりが必要との意見があった。

@全国社会福祉法人経営者協議会

23

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑦

社会福祉法人による生活困窮者支援

生活困窮者支援はあらゆる社会福祉事業の共通根

新たなかたちで生活困窮が社会に広がっている今こそ、社会福祉法人が積極的に取り組んでいかなければならない。

特に、生活困窮者の就労支援、居住支援については、社会福祉法人が積極的に参画することが期待されている。

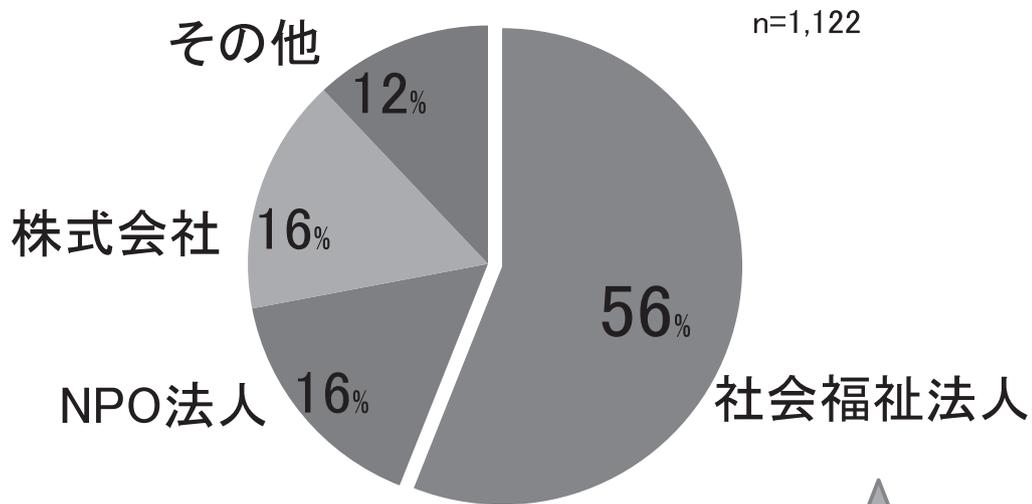
@全国社会福祉法人経営者協議会

24

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑧

認定就労訓練事業の法人種別認定状況

平成29年9月30日時点



積極的に取り組むことが期待される

@全国社会福祉法人経営者協議会

25

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑨

就労訓練事業を認定を受ける効果

- 認定就労訓練事業所が公開されることによって、社会福祉法人間の連携が図られる。
- NPO法人、株式会社等の他の実施主体との連携も図られる。
- 社会的課題である生活困窮者の就労支援に取り組むことは、
⇒ 社会福祉法人のイメージアップにつながる
- 社会福祉法人が、地域における公益的な取組の一環として生活困窮者支援に取り組んでいる
⇒ 就労訓練事業所認定、情報公開が重要

@全国社会福祉法人経営者協議会

26

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑩

住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人

● 居住支援法人に指定される法人

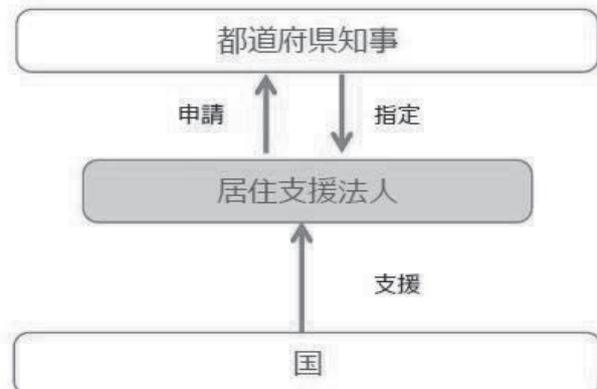
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



家賃債務保証、賃貸住宅への情報提供、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」に社会福祉法人が積極的に参画することが期待されている。

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑪

社会福祉法人が協働する意義

- ① 潜在的なニーズを把握することができる
- ② 複合する課題への対応が可能
- ③ 多様な強みを活かすことができる
- ④ 活用できる資源（専門職、設備等）がひろがる
- ⑤ 協働により新たな社会資源を開発できる
- ⑥ 小規模法人の場合、協働によりより大きな力を発揮できる
- ⑦ 社会的な訴求効果が大きくなる

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑫

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」とは

「地域における公益的な取組」（H28年度開始）は
社会福祉法人の存在意義そのもの（非課税の根拠）

29年度現況報告書では 実施は全法人の20～30%？
実際はもっと多くで実施しているはず、と言っても
記載がなければ「実施していない」という評価に

来年度の現況報告書が、「何%の実施」か？
40～50%では法人改革の成果が疑問視される！
責務だから全社会福祉法人の90%以上で当然！

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑬

公益的な取組のより一層の「見える化」を

平成29年度からの現況報告書

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）		
①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

取組を**意識的**に記入

指導監査では、現況報告書、事業報告書に記載がないと、地域における公益的な取組を実施していないものとみなされる。

2. 地域における公益的な取組の実施から地域共生社会実現への道筋⑭

全国経営協情報公開ページ

全国社会福祉法人経営者協議会のホームページへようこそ。
全国経営協

法人メニュー > 公益的取組等の実施状況入力

I 公益的取組等の実施状況

法人が実施している公益的取組

生活困窮者支援(例: 制度の対象とならない生活困窮者への支援、就労支援、社会参加活動等)	<input checked="" type="checkbox"/>
地域に向けた事業展開(例: ワークショップ、子育てひろば、見守り活動、相談対応、緊急時支援等)	<input checked="" type="checkbox"/>
福祉教育活動(例: 福祉に関する勉強会、家族介護者交流会等の開催、ボランティア活動支援等)	<input checked="" type="checkbox"/>
地域の社会的な接点が必要とする方への支援(例: 権利侵害予防対応、法人検見等)	<input checked="" type="checkbox"/>
地域の他機関とのネットワーク活動(例: 行政・医療機関等との連携、協働、セーフティネット構築等)	<input checked="" type="checkbox"/>
地域活性化の取組み(例: 商店街空きスペースでの事業展開、人口減少・地域高齢者支援等)	<input checked="" type="checkbox"/>
その他(詳細を記入してください)	<input type="text"/>

介護保険事業における社会福祉法人による利用者負担軽減の実施 有 無 非該当

苦情解決体制 有 無

「有」の場合、第三者委員の選任の有無 有 無

第三者による

戻る 登録確認

取組を必ずチェック

今後、各法人の取組の詳細が紹介できるように
情報公開ページのリニューアル予定

@全国社会福祉法人経営者協議会

31

「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

【見直し前】

厚生労働省作成資料

社会福祉法(第24条第2項)の責務規定に基づき、次の3つの要件に直接該当する取組を対象としている。

→ 厳格な取扱い

※詳細については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成28年6月1日福祉基盤課長通知)にて通知されていた。⇒平成30年1月23日廃止

【要件①】

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

対象となる取組

【要件②】

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

【要件③】

無料又は低額な料金で提供されること

32

「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

【見直し後】

厚生労働省作成資料

社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含める。

→ 弾力的な取扱い

★社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)

【要件③】 無料又は低額な料金で提供されること

対象となる取組に係る解釈を拡大

【要件①】

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

【要件②】

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

- 支援が必要な者が間接的に利益を受ける取組
- 地域の創意工夫やニーズに合わせた取組

33

「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

【見直し後】

厚生労働省作成資料

★社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)

【弾力化により対象となる具体的な取組例】

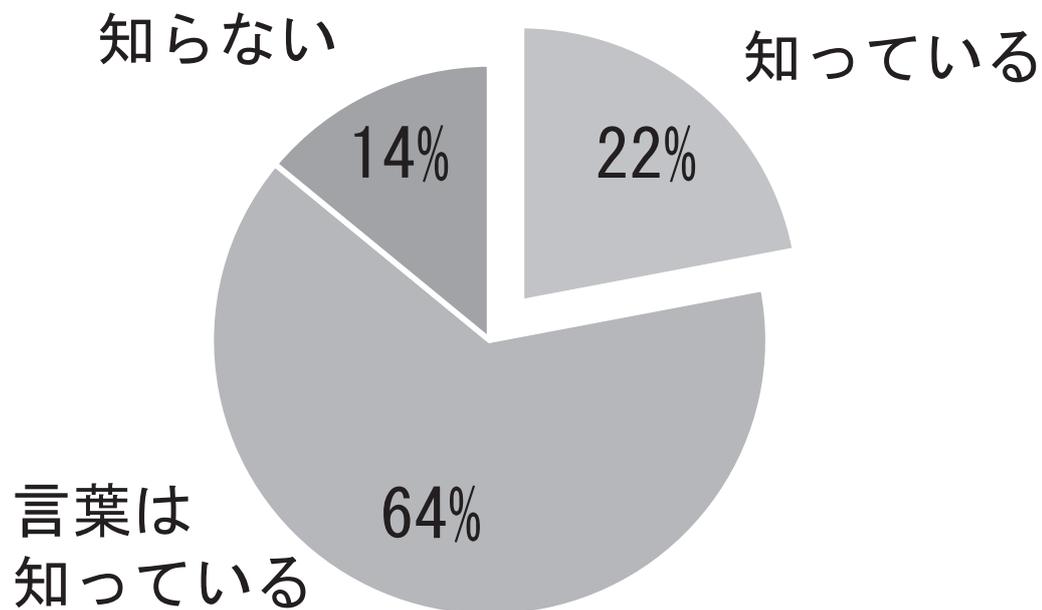
- 地域共生社会の実現に向けた取組
住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
- 住民ボランティアの育成
- 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
- 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会
- 行事の開催や環境美化活動、防犯活動 ※間接的に社会福祉の向上に資する取組の場合

所轄庁に対しては、法人の取組が、地域や社会福祉の向上の資するものであり、関係法令に明らかに違反しない限り、その実施の可否を判断するものではない旨を周知する。

34

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策①

社会福祉法人の認知度①



(出所) 全国経営協「社会福祉法人に関する全国生活者1万人意識調査」

@全国社会福祉法人経営者協議会

35

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策②

社会福祉法人の認知度②

生活者が社会福祉法人に対して抱くイメージ

信頼できる	9.4%	<	問題が多い	19.8%
透明性が高い	2.5%	<	閉鎖的	18.5%
経営が安定	4.4%	<	経営が不安定	16.6%
明るい	4.6%	<	暗い	10.1%

(出所) 全国経営協「社会福祉法人に関する全国生活者1万人意識調査」

@全国社会福祉法人経営者協議会

36

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策③

社会福祉法人の3つの不足

- あらゆる方面への発信不足
- 生活者との接点不足
- 新たな福祉課題への対応不足

地域に対する社会福祉法人の広報は、各法人の取組にかかっている

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策④

広報強化に取り組むキーワード①

法人内で、職員と一緒に話し合い、共有することから始めてみる。

<ポイント①>

- あらゆる“WHY”に「答える」、「(法人内で)共有する」
 - なぜ、社会福祉法人(〇〇福祉会)はできたの？
 - なぜ、この活動を行っているの？
 - なぜ、新しい事業をスタートするの？

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策⑤

広報強化に取り組むキーワード②

<ポイント②>

- 自法人のキャラクター(人格)を考える
 - ・ ひとつの町で、住民と顔の見える関係をつくっている法人
⇒ 優しくて、親しみやすいキャラクター
 - ・ 住民のニーズに応じて次々と新しい活動を生み出している法人
⇒ 臨機応変で、積極的なキャラクター

お金をかけずに外部広報に向けた土台づくりとなる

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策⑥

戦略的な広報で経営者に求められる取組

- 職員の“WHY”に対する答えを明確に
⇒ 職員自身の「社会での役割」明確化は、職員の働き方にも影響。
- 自法人の理念、存在意義を職員に伝え共有する
⇒ 「言わなくてもわかっているだろう」はNG。
- 「サティスファクション・ミラー」
⇒ サービス業の顧客満足が顧客との接点にいる職員満足を高め、さらに魅力あるサービス提供につながる好循環サイクル。職員の理解と参加が重要。

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策⑦

全国経営協の広報ツール

「社会福祉法人とは？」をわかりやすく伝えるために

動画



小冊子



全国経営協会法人MYページよりダウンロード可

「採用活動」と連動させるとより効果的

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策⑧

最近の学生の関心

- 新たな福祉課題・今日的な社会問題に高い関心
 - ・ 子ども食堂
 - ・ ユニバーサル就労
 - ・ コミュニティデザイン 等

介護や障害といった「施設単位」ではなく、社会福祉法人としてどのような事業を行っているか、イメージできるような発信が必要

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策⑨

人材確保のポイント

- ① 人材要件の設定
- ② 積極的な母集団の形成
- ③ 情報提供の質の向上
- ④ 定着支援のための早期コミュニケーション



全国経営協会法人MYページよりダウンロード可

【人材確保にあたっての参考資料】

全国経営協会法人MYページから「福祉人材確保マニュアル」をダウンロード可。主に、人材採用・定着・育成実務が未整備または整備途上の法人向けに分かりやすくポイントを解説。

@全国社会福祉法人経営者協議会

43

伝えたい3つのこと まとめ

1. 内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画の策定

社会福祉充実残額の内容をよく精査し、そのうえで社会福祉充実計画にとどまらず、さらに法人の中期経営計画の策定を図る必要がある。

2. 「地域における公益的な取組」の実施から地域共生社会実現への道筋

「地域における公益的な取組」の実施を確実に進め、その先に、社会福祉法人が地域共生社会を先導していくことが期待されている。

3. 地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策

広報に取り組むことにより、地域社会との双方向の関係を形成することは、地域からの信頼が得られ、さらには今後の福祉人材確保の道につながる。

@全国社会福祉法人経営者協議会

44

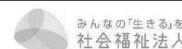
時代を先取りした最新情報をキャッチ

ver5



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

全国社会福祉法人経営者協議会 事務局



主な内容

1. 社会福祉法人を取り巻く制度動向
 - (1) 新しい経済政策パッケージ
 - (2) 介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定に向けた動向
 - (3) 平成30年度予算の編成等に関する建議
 - (4) 平成30年度厚生労働省関係予算案の概要
 - (5) 外国人技能実習制度の概要
 2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)
 3. 法人組織経営で特に注意したい事項
- (参考) 全国経営協からのご案内

1. 社会福祉法人を取り巻く制度動向

(1) 新しい経済政策パッケージ

(2) 介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定に向けた動向

(3) 平成30年度予算の編成等に関する建議

(4) 平成30年度厚生労働省関係予算案の概要

(5) 外国人技能実習制度の概要

- 社会福祉法人を取り巻く制度動向の主なポイントを解説。詳細については、別冊「関連資料集」をご参照ください。
- また、会員法人におかれては、随時配信する『経営協情報』をご参照ください(バックナンバーは、会員法人MYページから閲覧することができます)。

(1) 新しい経済政策パッケージ①

新しい経済政策パッケージの概要

- 平成29年12月8日、政府は「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定。
- 「人づくり革命」と「生産性革命」を2つの大きな柱とし、総額2兆円規模のもの(消費税の用途変更)。
- 「人づくり革命」では、保育士や介護人材、障害福祉人材の更なる処遇改善が盛り込まれている。

(1)新しい経済政策パッケージ②

新しい経済政策パッケージの具体的な内容

- 保育士に関しては、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%（月3,000円相当）の賃金引上げ。
- 介護人材に関しては、これまでの処遇改善の取組を一層進めるため、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ、処遇改善を行う。
- 障害福祉人材も、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(2)介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定に向けた動向①

平成30年度介護報酬改定・障害福祉サービス費等報酬改定

- 介護報酬改定
改定率 プラス0.54%
※特別養護老人ホームの基本報酬 プラス1.8%程度
- 障害福祉サービス等報酬改定
改定率 プラス0.47%
※平成29年度末までの経過措置とされていた「食事提供体制加算」については継続。
- 各サービスの報酬単価・基準(案)については1～2月頃に示される予定。

(2) 介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定に向けた動向②

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

社会保障審議会介護給付費分科会／平成29年12月18日

①地域包括ケアシステムの推進

⇒中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

⇒介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

③多様な人材の確保と生産性の向上

⇒人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

⇒介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

@全国社会福祉法人経営者協議会

7

(2) 介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定に向けた動向③

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム／平成29年12月8日

①障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

②障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）

③精神障害者の地域移行の推進

④就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

⑤障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

@全国社会福祉法人経営者協議会

8

(3) 平成30年度予算の編成等に関する建議①

建議のポイント

平成30年度予算の編成等に関する建議／平成29年11月29日

(診療報酬改定)

- 国民負担の増加の抑制や制度の持続可能性の観点から、▲2%半ば以上のマイナス改定が必要。これまでの賃金・物価の動向等を踏まえ、診療報酬本体についても一定程度のマイナスとすべき。地域医療構想の実現に向けた対応(急性期病床の適正化など)、薬局の実態を踏まえた調剤報酬の抜本的な見直しを行うべき。

(介護報酬改定)

- 保険料負担の増加を抑制するため、平成29年度臨時改定(処遇改善)とセットで考えるべきであり、一定程度のマイナスが適当。また、生活援助サービス等の報酬水準の適正化が必要。

(3) 平成30年度予算の編成等に関する建議②

建議のポイント

平成30年度予算の編成等に関する建議／平成29年11月29日

(子ども・子育て支援)

- 子ども・子育て分野の充実・強化を図る中においても、不断の見直しに取り組み、効果的・効率的な支援としていく。(保育所運営に係る公費の適正化、児童手当特例給付を廃止の方向で見直し等)

(障害福祉)

- 障害者の社会の支え手としての活躍の観点等も踏まえ、障害福祉サービスについて、その内容や報酬を適正化する必要。
就労支援事業の報酬適正化、放課後等デイサービスの報酬適正化
- 生活保護制度について、生活扶助基準の見直しのほか、後発医薬品の使用促進や頻回受診対策による医療扶助の適正化等にも取り組む必要。

(4) 平成30年度厚生労働省関係予算案の概要

◆厚労省関係予算案の総額(一般会計)は31兆1,262億円

◆うち社会保障関係費は30兆7,073億円

※29年度比1.5%(4,590億円)増(概算要求時の増加額は6,300億円)

⇒骨太の方針では、社会保障費の伸びを3年間で1.5兆円程度とすることを
目安としている

⇒2020年度の財政健全化目標を堅持しつつ歳出改革を進める方向

◆社会福祉関係予算の概要

⇒保育等の受け皿拡大・保育人材の確保 1,071億円

※子ども・子育て拠出金率の変更による3,000億円の増額分を企業主導型
保育事業と保育の運営費(0~2歳児相当分)に充当(内閣府に計上)

⇒生活困窮者等の自立支援の強化 519億円

⇒地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進 35億円

⇒保育補助者雇上げ支援、介護未経験者入門的研修等 31億円

⇒小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 6.2億円

⇒介護のしごとの魅力発信等特別対策事業 3.6億円

@全国社会福祉法人経営者協議会

11

(5) 外国人技能実習制度の概要①

	EPA(経済連携協定)	技能実習生	在留資格「介護」
目的	自由貿易協定(FTA)を基本として、協定を結んだ国同士の経済取引を円滑化すること、経済活動における連携を強化することを目的とした条約による	開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする	出入国管理・難民認定法改正で、留学生で入国して介護福祉士の国家試験に合格した外国人に、在留資格を認める
受入国	インドネシア、フィリピン、ベトナム	原則として制限なし	制限なし
就労期間	4年 介護福祉士の国家資格に合格した場合は永続的に滞在可能	3年 諸条件をクリアした場合は5年	最長5年(更新可)
日本語能力	おおよそN2以上等	入国時N4所持、1年後N3の取得義務がある	おおよそN2以上
雇用契約	基本的に日本人と同様	基本的に日本人と同様	基本的に日本人と同様

@全国社会福祉法人経営者協議会

12

(5)外国人技能実習制度の概要②

主なポイント

(1) 技能実習生に関する要件

- 技能実習生は1年目で日本語能力試験「N4」程度、2年目で「N3」程度の日本語能力が必要。

(2) 実習実施者・実習内容に関する要件

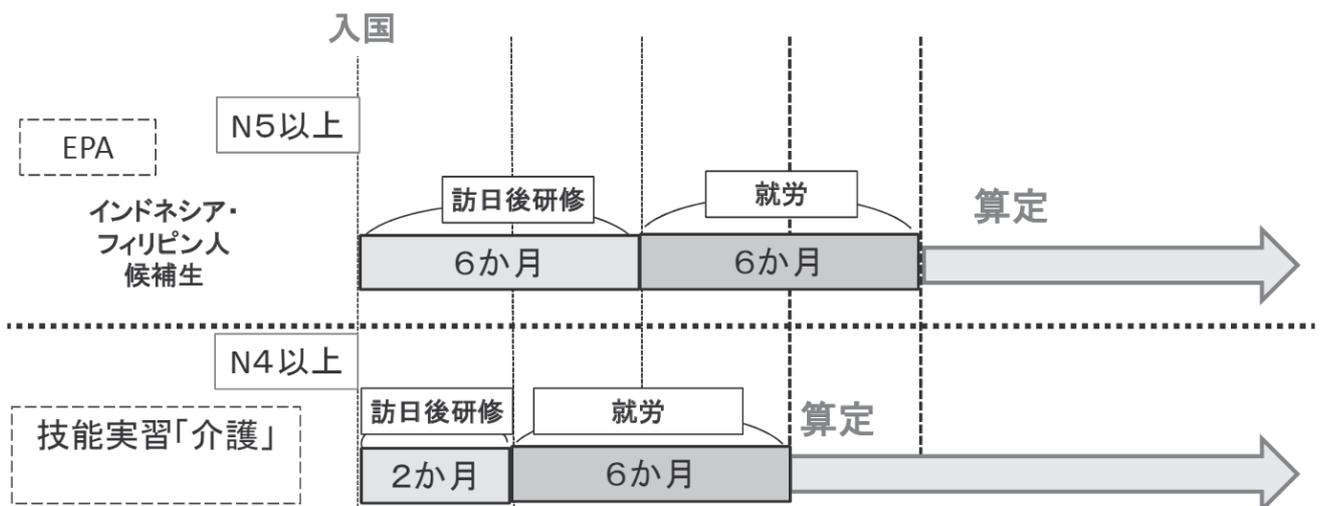
- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士あるいは同等以上の者（看護師等）。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任。
- 訪問系サービスは対象外。
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
技能実習生に夜勤業務等を行わせる場合には、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずること。

※ガイドラインでは2年目以降の技能実習生に限定することを努力義務

- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。
- 入国後講習として、日本語学習（240時間。ただし、N3程度取得者は80時間とし、柔軟に設定可）と介護導入講習（42時間）の受講を求めること。

(5)外国人技能実習制度の概要③

介護報酬・障害福祉サービス費における技能実習生の取り扱い



注1) 技能実習制度については、11月1日に施行。

注2) 日本語能力試験N2を取得している者については、就労開始から算定されることとなる(EPAと同様)。

(5)外国人技能実習制度の概要④

技能実習生の受け入れにあたっての留意事項

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0929第1号／平成29年9月29日

- ① 技能実習制度の対象職種への介護職種の追加は、「技能実習制度の趣旨に沿って人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とするものであること」をあらためて強調。
- ② 社会福祉法人が、技能実習生を受け入れるにあたり、実習実施者として監理団体の会員または組合員になること等に伴い、監理費を支出することは認められる。
- ③ 技能実習生候補者の送出国の送出機関や準備機関への出資等については、法人外への資金流出にあたるため、認められない。
- ④ 社会福祉法人が、送出国の送出機関や準備機関と連携し、研修事業の委託や講師の派遣等を通じて、技能実習生候補者の送り出しへの支援を行う場合は、公益事業として、定款上位置づけることが必要。

@全国社会福祉法人経営者協議会

15

2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)①

指導監査の見直しにあたっての全国経営協の主張

社会福祉法人は、

- ① 民間の社会福祉事業者として有する自主性・自律性によって社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たし、
- ② 地域におけるさまざまな福祉需要にきめ細かく柔軟に対応するとともに、制度の狭間に落ちてしまった人々への支援も、創意工夫を凝らした福祉経営の下で行うことにより
- ③ 地域における福祉ニーズを満たすことを本分とする存在であることを主張

国に対して行き過ぎたローカルルールによる指導監査の見直しを強く求めてきた。

@全国社会福祉法人経営者協議会

16

2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)②

指導監査の見直しの主な内容

- ① 会計監査または専門家による支援を受けた場合の
監査項目の省略・重点化
- ② 一般監査の監査周期の見直し
2箇年に1回 ⇒ 3箇年に1回
- ③ 会計監査または専門家による支援を受けた法人の
監査周期の延長可
5箇年（4箇年）に1回に延長可
- ④ 指導監査ガイドラインの策定

- 別冊「関連資料集」に全国経営協が作成した「指導監査ガイドラインのチェックポイント
早見表」を掲載。

@全国社会福祉法人経営者協議会

17

2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)③

	指導監査(一般監査)			専門家支援 実施者
	周期	監査事項		
		会計管理	組織運営	
一般法人	3箇年に1回	—	—	—
会計監査人 設置法人	5箇年に1回	省略	効率化	会計監査人
内部統制向上 支援法人	4箇年に1回	省略	効率化	公認会計士 監査法人
事務処理体制 向上支援法人	4箇年に1回	省略	—	公認会計士 監査法人 税理士 税理士法人

@全国社会福祉法人経営者協議会

18

2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)④

指導監査ガイドラインの運用上の留意点

- 指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わない。
- 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができる。
- 助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行う。
- 監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いる。

2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)⑤

ガイドラインの具体例：地域における公益的な取組

用語	内容
①監査事項	「地域における公益的な取組」を実施しているか。
②チェックポイント	社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。
③着眼点	<要約> <ul style="list-style-type: none"> ● 3要件を満たしているか。 ● 実施しているか、実施していない場合は実施することに努めているか確認する。 ● 3要件に該当しない場合であっても中止を求める指導など
④指摘基準	実施していない場合は、実施できない理由を明らかにするか、実施を検討するよう助言を行うこととする。
⑤確認書類	内容を確認できる書類（事業報告、現況報告書等）

2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)⑥

ガイドラインで定める確認書類

- ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではない。
- ガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行う。

各法人での対応

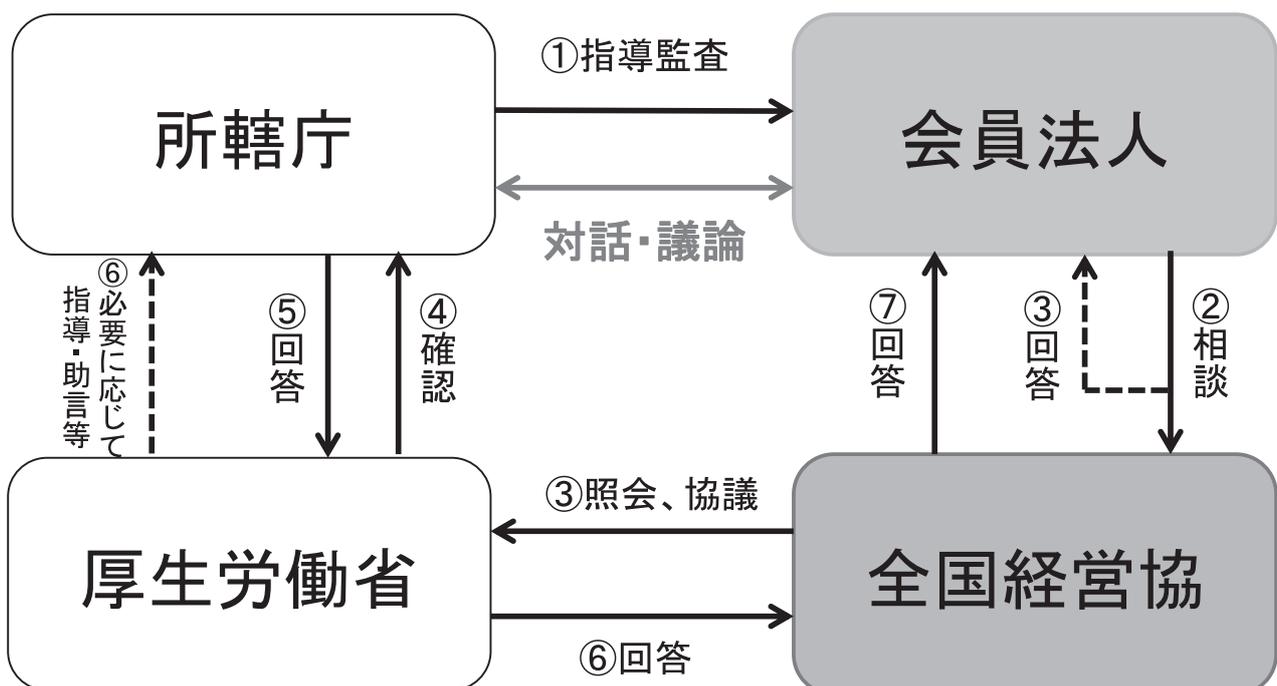
- 法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるようにする。

@全国社会福祉法人経営者協議会

21

2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)⑦

指導監査に関する苦情等相談体制



@全国社会福祉法人経営者協議会

22

2. 社会福祉法人指導監査の見直しのポイント(再確認)⑧

- 会員法人の皆様から寄せられた所轄庁によるローカルルールの実情。

厚生労働省への提案・要望

- 今回の指導監査実施要綱及び監査ガイドラインの制定によって、所轄庁が独自基準を設定して指導を行ったり、ガイドラインの基準を超えるような指導が行われていないかどうか検証を行うべき。
- 指導監査の実施状況等を踏まえ、ローカルルールの是正の趣旨に適った内容になっているか、定期的にガイドラインの検証、見直しを行うべき。

3. 法人組織経営で特に注意したい事項①

法人組織経営でよくある質問

- 理事会と定時評議員会の開催間隔
- 理事会・評議員会の決議の省略
- 理事長が欠席した場合の議事録署名人
- 理事長等の職務執行状況の報告
- 事業計画及び予算の評議員会の承認

- 別冊「関連資料集」によくある質問をQ&A形式で掲載しているので、ご参照ください。

3. 法人組織経営で特に注意したい事項② 理事会の決議の省略

決議の省略とは

- 理事会における決議に関して、理事の提案にあらかじめ理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合、決議があったものとみなされる。
× 持ち回り決議、× 書面決議
- 法令上、「決議の省略」を行うことができる決議事項に制限はない。
- ただし、業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することはできない。

3. 法人組織経営で特に注意したい事項③ 理事会の決議の省略

決議の省略の要件

- ① 定款に理事会の決議の省略に関する定めがあること
- ② 理事が理事会の決議の目的である事項について提案したこと
- ③ 当該提案について、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと
- ④ 監事が当該提案について異議を述べていないこと

3. 法人組織経営で特に注意したい事項④ 理事会の決議の省略

決議の省略の留意点

- 「決議の省略」は、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の例外。
- 各法人において慎重な取り扱いが求められる。

- 理事会が招集されず、討議が行われなかったことにより、法人もしくは第三者等に損害が生じる場合には、善管注意義務違反の問題になる可能性も。
- 事務手続きの負担軽減の理由等で、安易に「決議の省略」を行うものではない。

@全国社会福祉法人経営者協議会

27

(参考)全国経営協からのご案内①

全国経営協ホームページのリニューアルに伴う「会員法人MYページ」配置



会員番号と
パスワードを
入力



@全国社会福祉法人経営者協議会

28

(参考)全国経営協からのご案内②

経営協情報のリニューアル



- 見やすく
- 分かりやすく
- 使いやすく

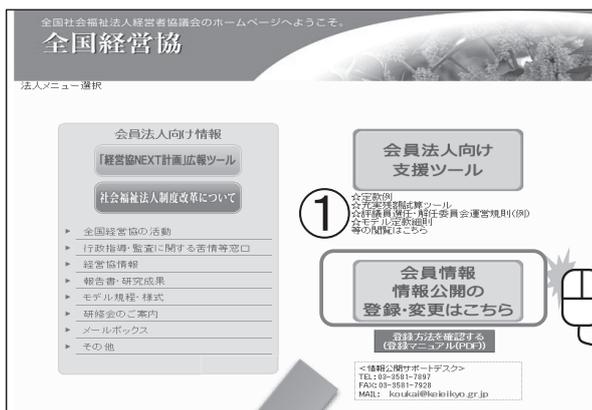
スマートフォンからも閲覧可

@全国社会福祉法人経営者協議会

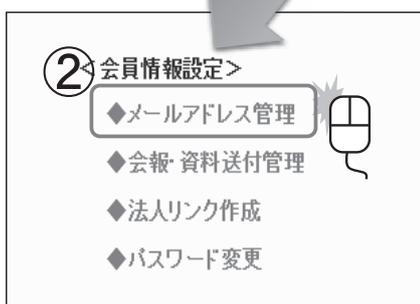
29

(参考)全国経営協からのご案内③

全国経営協「会員法人MYページ」



メールニュース「経営協情報」の配信先は、1会員法人あたり10アドレスまで登録が可能。



メールアドレス

No	メールアドレス	登録・変更日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

戻る 登録する

@全国社会福祉法人経営者協議会

30

(参考)全国経営協からのご案内④

- 社会福祉法人制度改革に関する会員法人向け相談窓口「ちょっと教えて！経営協」を開設中。
- 相談窓口では、セミナーの中で質問できなかった内容や、地域における公益的な取組の内容等を無料で相談できる。

【受付時間】

9：30～12：00 13：00～17：30（土日祝を除く）

【相談窓口】

電話のほか、メールやFAXでも受け付け可能

TEL 03-3581-3455 FAX 03-3581-7928

E-mail oshiete@keieikyo.gr.jp

【対 象】

全国経営協会会員法人（全国経営協の会員番号が必要）

(参考)全国経営協からのご案内⑤

会員法人MYページ

「地域における公益的な取組」実施状況公開中

- 登録すると、取り組みに合わせた現況報告書記入例が見られる。
- 登録は選択肢から選ぶだけ！ わずか3クリック。
- 地域における公益的な取組の実施は、社会福祉法人の責務。

※指導監査では、現況報告書、事業報告書に記載がないと、「地域における公益的な取組」を実施していないものとみなされる。

明日からこれで取り組める！！ 地域における公益的な取組の極意を教えます

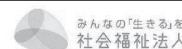
ver5



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会／地域共生社会推進委員会

主な内容



1. 地域における公益的な取組とは(再確認)
2. 地域公益事業との違い
3. 地域における公益的な取組のポイント
4. 地域における公益的な取組のより一層の見える化を

1. 地域における公益的な取組とは(再確認)①

地域における公益的な取組の要件

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当って提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

所轄庁が3要件に合致するかを判断するのではなく、各法人が3要件に合致しているかを説明できるようにすることが重要。

1. 地域における公益的な取組とは(再確認)②

地域における公益的な取組の留意点

- ① 限定列挙はしない。所轄庁は法人の自主性を阻害しない。
- ② 継続的に行われるものでない取組は定款変更不要。
- ③ 全額公費でないもの、法人持ち出しの取組も可。
- ④ ただし、複数法人の取組は資金拠出のみでは不可。
- ⑤ 必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。

各法人におけるこれまでの実践を洗い出し、地域における公益的な取組に該当するものを積極的に発信していくことが重要。

「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

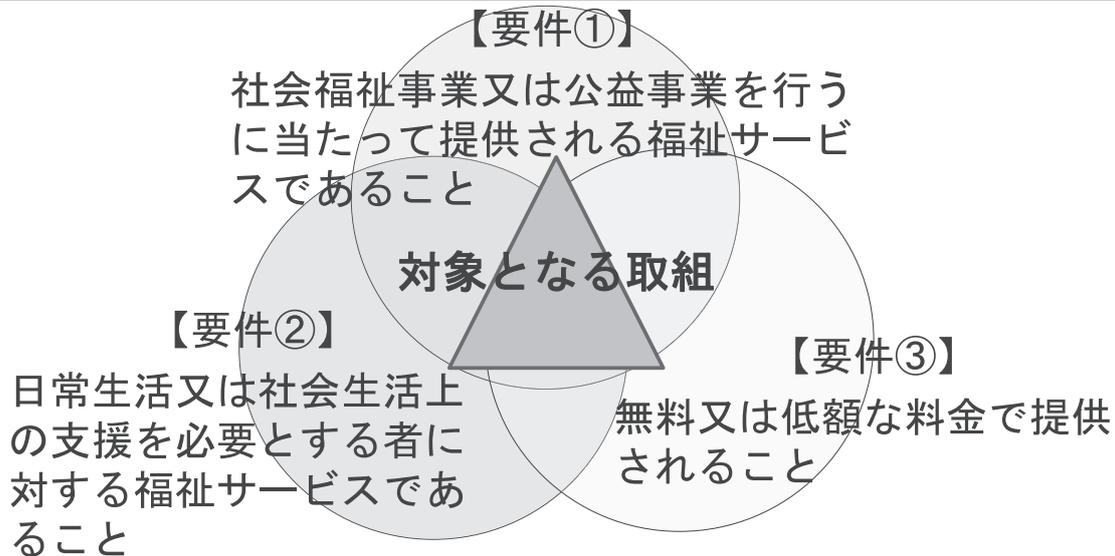
【見直し前】

厚生労働省作成資料

社会福祉法(第24条第2項)の責務規定に基づき、次の3つの要件に直接該当する取組を対象としている。

→ 厳格な取扱い

※詳細については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成28年6月1日福祉基盤課長通知)にて通知されていた。⇒平成30年1月23日廃止



「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

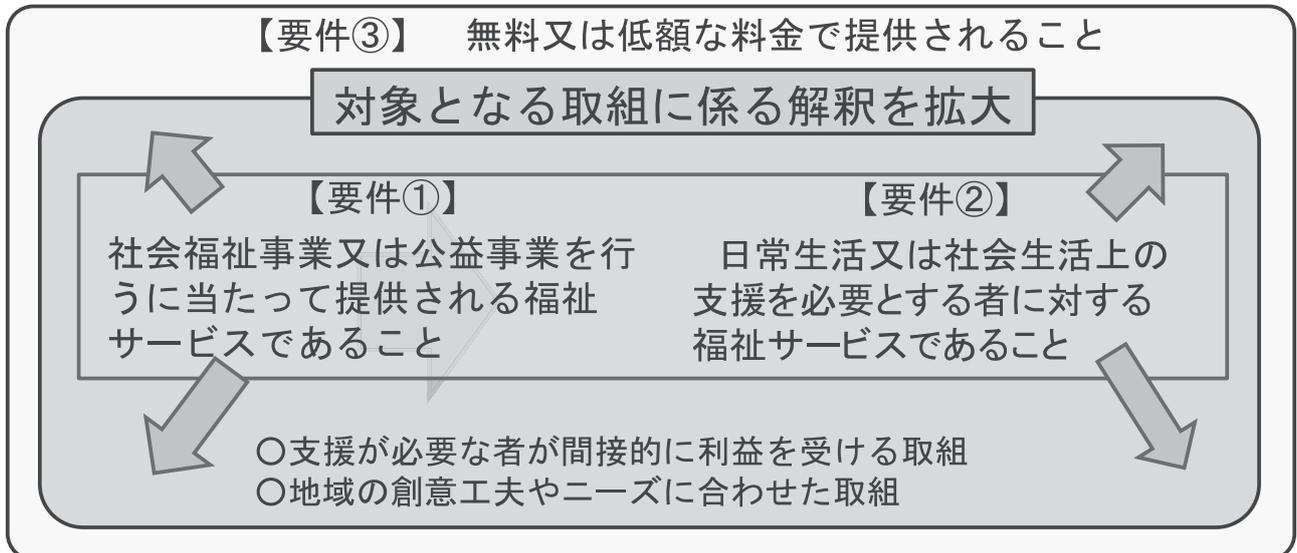
【見直し後】

厚生労働省作成資料

社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含める。

→ 弾力的な取扱い

★社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)



「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

【見直し後】

厚生労働省作成資料

★社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)

【弾力化により対象となる具体的な取組例】

- 地域共生社会の実現に向けた取組
住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
- 住民ボランティアの育成
- 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
- 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会
- 行事の開催や環境美化活動、防犯活動 ※間接的に社会福祉の向上に資する取組の場合



所轄庁に対しては、法人の取組が、地域や社会福祉の向上の資するものであり、関係法令に明らかに違反しない限り、その実施の可否を判断するものではない旨を周知する。

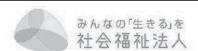
7

社会福祉法改正第4条

平成30年4月1日施行

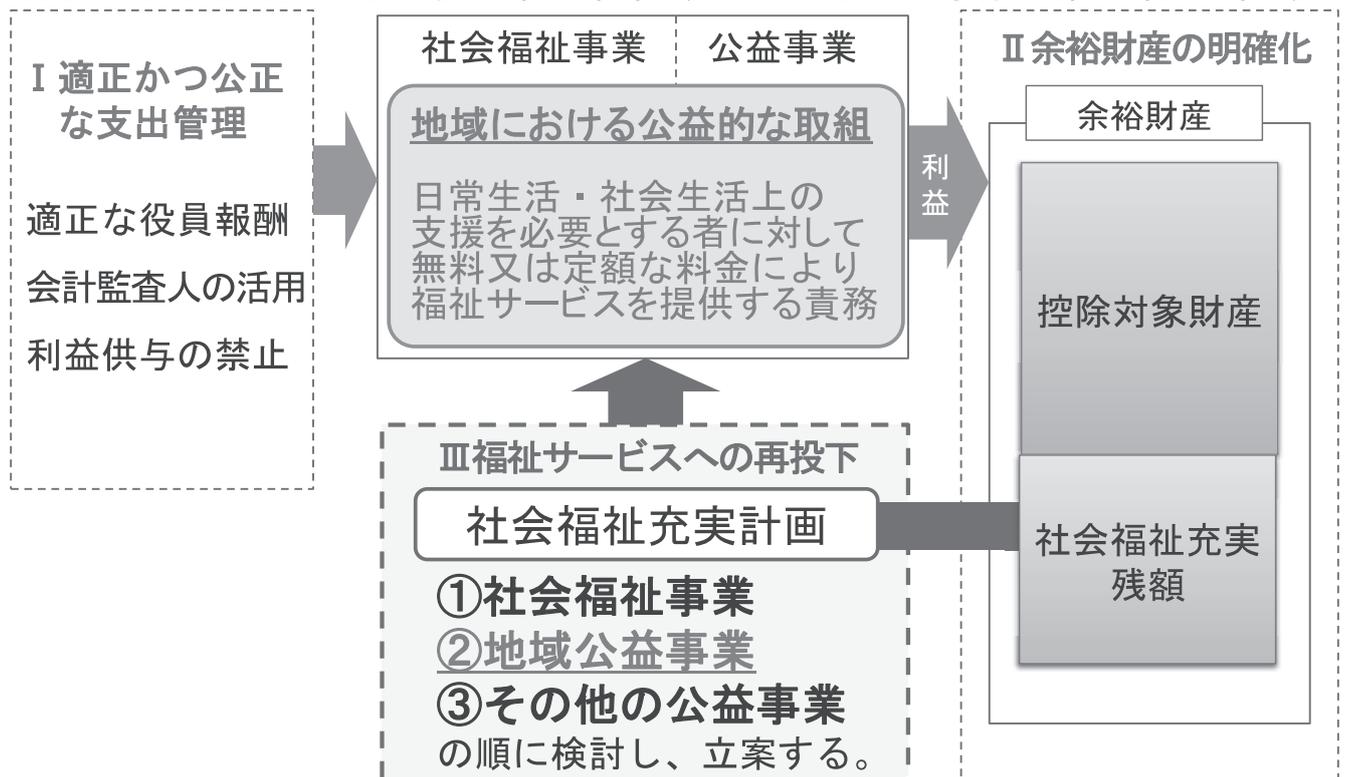
改正後	改正前
<p>(地域福祉の推進) 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</p>	<p>(地域福祉の推進) 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(福祉サービスの提供の原則) 第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p>	<p>(福祉サービスの提供の原則) 第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p>



2. 地域公益事業との違い①

地域における公益的な取組（第24条第2項）と地域公益事業（第55条の2第4項）



2. 地域公益事業との違い②

	公益的な取組（責務） （第24条第2項）	地域公益事業 （第55条の2 第4項）
事業の範囲	社会福祉事業、公益事業の一部 ※継続的に行われるものではない取組も含む	公益事業の一部
対 象	すべての社会福祉法人	社会福祉充実残額がある法人の一部
財源の考え方	フロー ※費用の有無を問わない	ストック ※社会福祉充実残額を充てる
社会福祉充実残額	有無を問わない	有
所轄庁の関与	現況報告書による報告	社会福祉充実計画の承認
関係者の意見	不要	要 （「事業区域」の住民その他関係者からの意見を聴く）

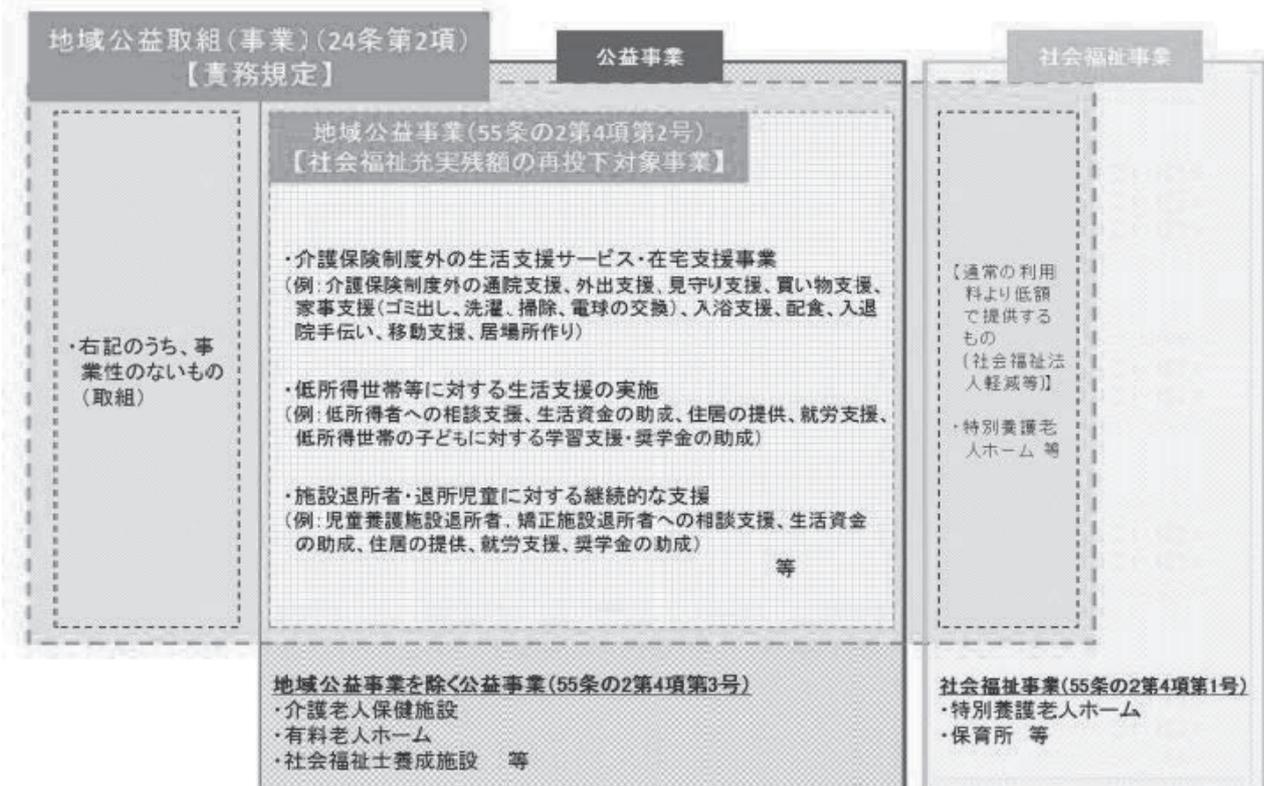
@全国社会福祉法人経営者協議会

11

2. 地域公益事業との違い③

厚生労働省作成資料

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係



@全国社会福祉法人経営者協議会

12

3. 地域における公益的な取組のポイント①

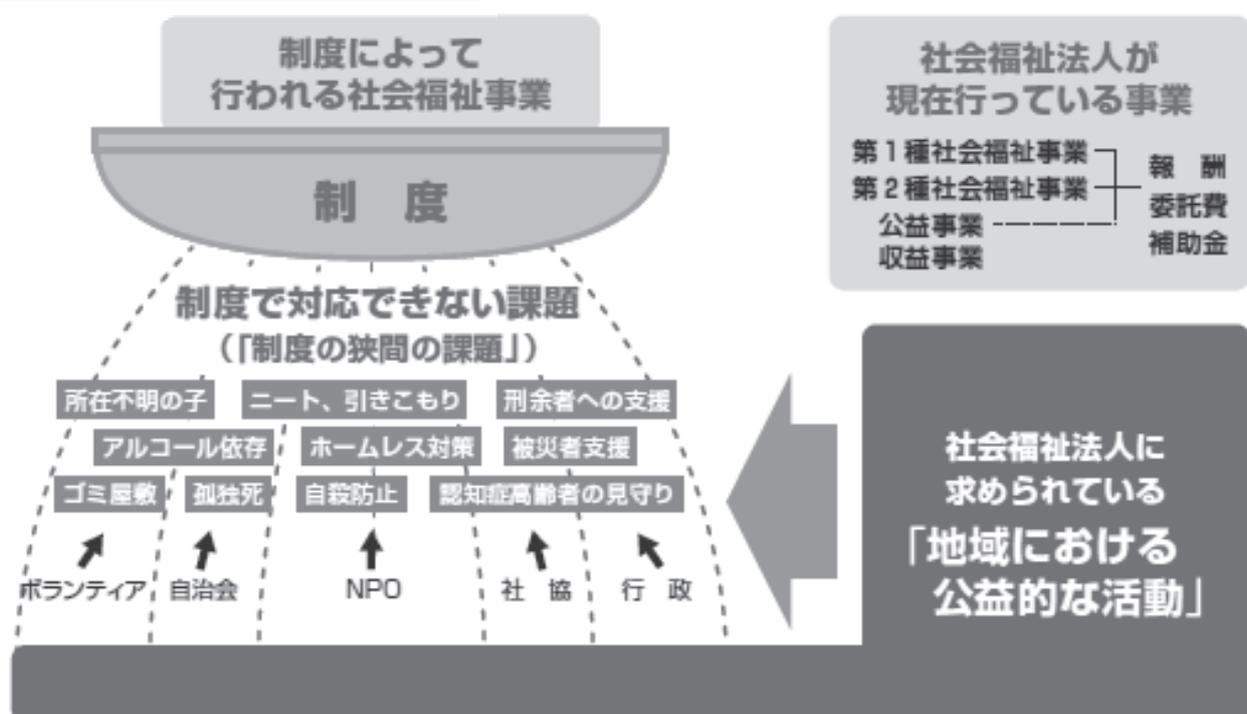
- 地域のニーズをキャッチする（相談窓口の設置やアウトリーチ）
- 本来事業による専門性や既存の経営資源を活用し、できることから着実に取り組む
- 地域住民や関係機関との連携を意識し、協働して課題解決に取り組む

身近な生活圏域において、生活課題・福祉課題の解決に向けた取り組みを推進

地域共生社会の実現に向けた中核的な役割を担う

3. 地域における公益的な取組のポイント②

制度で対応できない課題



3. 地域における公益的な取組のポイント③

事例から学ぶ取組のヒント

- 施設種別の特性（専門人材、建物・設備等）を活かした取組
- 日常的な地域住民との関係性から生まれる取組（関係性を作ることから始めた取組）
- 職員の気づきから組織の取組へ
- 複数法人の連携による取組
- 社協、民生委員、老人会、農協、商店、NPO等の活動と連携した取組（活動を支援することから始めた取組）
- 災害支援をきっかけとした取組

3. 地域における公益的な取組のポイント④

取組に向けた課題への対応

<課題①>

人材不足

⇒ 地域住民やボランティア等の積極的な参加促進

<課題②>

取組の頻度や回数

⇒ 年度内の頻度や取組の回数に制限はない

<課題③>

地域ニーズの把握

⇒ まずは関係性を作る取組から始める

4. 地域における公益的な取組のより一層の見える化を①

平成29年度からの現況報告書

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

取組を**意識的**に記入

指導監査では、現況報告書、事業報告書に記載がないと、地域における公益的な取組を実施していないものとみなされる。

4. 地域における公益的な取組のより一層の見える化を②

平成30年度版の現況報告書の変更点

4 現況報告書のセクション11-2の取組類型コード分類を追加しました。

<取組類型コード分類> 次に掲げる取組類型コード分類を追加

- ・地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）
- ・地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する権利擁護支援）
- ・地域における公益的な取組③（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）
- ・地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）
- ・地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）
- ・地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）
- ・地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）
- ・地域における公益的な取組⑧（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）
- ・地域における公益的な取組⑨（地域の関係者とのネットワーク作り）
- ・地域における公益的な取組⑩（その他）

現況報告書「セクション11-2.うち地域における公益的な取組（地域公共事業含む）（再掲）」

現況報告書様式（平成30年4月1日現在）

別紙 1

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公共事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類

②取組の名称

③取組の実施場所(区域)

④取組内容

11-2の「①取組類型コード分類」については、この一覧から選択してください。

【参考】昨年度の画面

公益事業サービス区分(文字)

公益事業サービス区分(文字)一覧

- 入所施設からの退院・退所支援事業
- 子育て支援に関する事業
- 用具・住居等情報収集・整理・提供事業
- ボランティアの育成に関する事業
- 社会福祉の増進に資する人材育成・確保事業
- 社会福祉に関する調査研究等
- 有料老人ホームを運営する事業
- 社会福祉協議会等における宿泊所等経営事業
- 公益事業団体が使用する会館等経営事業
- その他所轄庁が認めた事業
- 地域における公益的な取組
- 地域高齢者サービス提供事業

昨年度は、取り組みの内容ではなく、公益事業の中から選択

4. 地域における公益的な取組のより一層の見える化を③

現況報告書の記載例

<高齢関係事業分野>

- 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度
低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免

- 配食サービス
高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施

- 認知症カフェ
認知症の方やその家族、地域住民等が集い介護の悩み等を語り合う場を提供

- 事業（市町村一般福祉施策）の受託
制度の狭間を埋める市町村一般福祉施策を、法人持ち出しを伴い受託

@全国社会福祉法人経営者協議会

19

4. 地域における公益的な取組のより一層の見える化を④

現況報告書の記載例

<障害関係事業分野>

- 障害の理解促進に向けた取組
地域の障害者と地域住民の交流の機会を設けて、障害の理解促進に向けた取組を実施

- 買い物支援サービス
移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施

- 生活困窮者等への中間的就労
障害者の就労支援とあわせて、生活困窮者等への中間的就労を実施

- 事業（市町村一般福祉施策）の受託
制度の狭間を埋める市町村一般福祉施策を、法人持ち出しを伴い受託

@全国社会福祉法人経営者協議会

20

4. 地域における公益的な取組のより一層の見える化を⑤

現況報告書の記載例

<児童関係事業分野>

- 地域の子育て家庭の相談支援
園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談

- 子育てサロン
地域での子育て家庭と子どもが一緒に集い楽しめるプログラムを提供

- 施設退所者に対する継続的な支援
児童養護施設退所者への相談支援

- 事業（市町村一般福祉施策）の受託
制度の狭間を埋める市町村一般福祉施策を、法人持ち出しを
伴い受託

※禁無断複写転用

平成 29 年度
都道府県経営協セミナー（後期）
Ver.5

平成 29 年 11 月 29 日 初 版
平成 29 年 12 月 19 日 第 2 刷
平成 30 年 1 月 11 日 第 3 刷
平成 30 年 1 月 29 日 第 4 刷
平成 30 年 2 月 14 日 第 5 刷

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928
URL <https://www.keieikyo.com/>
社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部内
